

さくら市週休 2 日制工事試行要領

(趣旨)

第 1 条 この告示は、将来にわたり社会資本の整備及び維持管理を継続していくために必要な中長期的な担い手の確保・育成を図るため、職場環境の改善の取組として実施する週休 2 日制工事の試行に関し必要な事項を定めるものとする。

(週休 2 日制工事)

第 2 条 週休 2 日とは、次項に規定する対象期間において、4 週 8 休以上の現場閉所を行ったと認められる状態をいう。

2 対象期間は、現場着手日から工事完成日までとする。ただし、次に掲げる期間は除くものとする。

- (1) 年末年始（12 月 29 日から翌年 1 月 3 日まで）
- (2) 夏季休暇 3 日間
- (3) 工場製作のみを実施している期間
- (4) 工事全体を一時中止している期間
- (5) 前各号に掲げるもののほか、発注者があらかじめ対象外とする期間

3 現場閉所とは、現場事務所での書類作成等の事務作業も含めて、1 日を通して現場や現場事務所が閉所された状態をいう。ただし、巡回パトロール、保守点検等の現場管理上最低限必要な作業の実施については、この限りでない。

4 現場閉所の評価は、次の各号に掲げる状態によるものとする。この場合において、降雨、降雪等の自然的な事象により計画外の現場閉所とする場合、現場閉所する日の前日までに監督員へ報告したときは、当該現場閉所日数に含めることができるものとする。

- (1) 完全週休 2 日 対象期間において、土曜日及び日曜日並びに国民の祝日に関する法律（昭和 23 年法律第 178 号）に規定する休日を現場閉所した場合をいう。
- (2) 月単位週休 2 日 対象期間内の全ての月において、現場閉所率が 28.5 パーセント（8 日／28 日）以上となる現場閉所を行ったと認められる状態をいう。ただし、暦上の土曜日・日曜日の閉所では 28.5 パーセントに満たない月は、対象期間内におけるその月の土曜日・日曜日の合計日数以上に閉所を行っている場合に、28.5 パーセント（8 日／28 日）以上を達成しているものとみなす。
- (3) 通期の週休 2 日 対象期間において、現場閉所率が 28.5 パーセント（8 日／28 日）以上となる現場閉所を行ったと認められる状態をいう。（対象工事）

第3条 週休2日制工事の対象となる工事は、次の各号のいずれかに該当する工事を除く全ての工事とする。

- (1) 工期が1箇月未満の工事
- (2) 災害復旧工事や供用時期の制約等がある工事
- (3) 営繕工事
- (4) 予定価格が130万円以下の工事
(発注方式)

第4条 週休2日制工事の発注は、次に掲げるいずれかの方式とする。

- (1) 発注者指定型 発注者が週休2日に取り組むことを指定する方式
- (2) 受注者希望型 発注者指定型を除く全ての工事で、受注者が契約締結後、工事着手日（工期の始期日）までに発注者に対して週休2日に取り組む旨を協議した上で取り組む方式

2 週休2日制工事の対象である工事を発注する場合は、発注者は、週休2日制工事であることをあらかじめ入札公告等で明示するものとする。

(受注者希望型の協議)

第5条 受注者は、週休2日制工事を希望する場合は、前条第1項第2号に定める工事着手日（工期の始期日）の2日前までに週休2日制工事の実施に係る協議書（様式第1号）により、計画する現場閉所の状態を示した上で、発注者と協議するものとする。

2 発注者は、前項の協議に対し、承諾する場合は、工事着手日（工期の始期日）の前日までに週休2日制工事の実施に係る承諾通知書（様式第2号）により通知するものとする。

3 協議承諾された計画する現場閉所の状態は、受注者の責によらない場合を除き、変更は認めないこととする。

(週休2日制工事の実施)

第6条 週休2日制工事を実施するに当たり、受注者は、現場着手日までに提出する施工計画書において、休日取得計画書及び実施書を添付し、現場閉所の計画を監督員へ報告するものとする。

2 前項の現場閉所の計画を変更する場合は、変更する現場閉所の日までに監督員へ報告するものとする。

3 受注者は、週休2日の効果及び課題を整理するとともに、工事完了後、発注者が実施するアンケート調査等に協力するものとする。

(履行実績の確認)

第7条 受注者は、休日取得計画書及び実施書を栃木県土木工事共通仕様書に定める履行報告書に添付し、監督員へ報告するものとする。

2 受注者は、対象期間の履行実績について記載した休日取得計画書及び実施書を工事完了日までに提出するものとする。

(発注者の配慮)

第8条 発注者は、受注者が円滑に週休2日制工事を実施できるように次の事項に配慮するものとする。

- (1) 週休2日制工事の妨げになるような指示等を行わないこと。
- (2) 受注者からの協議等には速やかに対応すること。
- (3) 受注者の責によらない次の理由により工期の変更が必要な場合は、書面による受発注者協議により、適切な工期の変更を行うこと。

ア 工程上の条件に変更が生じた場合

イ 著しい悪天候により作業不稼働日が多く発生した場合

ウ その他特別な事情により全体工程に影響が生じた場合

(工事成績評定)

第9条 発注者は、受注者の週休2日制工事の取組に対し、発注方式ごとに現場閉所の履行実績に応じ、別表第1のとおり評価を行うものとする。

(経費の補正)

第10条 経費の補正は、発注方式ごとに現場閉所の履行実績に応じ、別表第2の経費にそれぞれの補正係数を乗じた補正を行うものとする。

2 市場単価及び土木工事標準単価における経費の補正は、現場閉所の履行実績に応じ、別表第3、第4及び第5の補正係数を乗じた補正を行うものとする。ただし、通期の週休2日未満の場合は、補正しない。

3 見積書を徴収するときは、補正が重複しないよう留意するものとする。

(その他)

第11条 この告示に定めるもののほか、必要な事項は、市長が別に定める。

別表第1(第9条関係)

現場閉所の状態	発注者指定型	受注者希望型
完全週休2日	3点	3点
月単位週休2日	2点	2点

通期の週休 2 日	加点なし	1 点
通期の週休 2 日未満	-1 点 (受注者の責の場合)	減点なし

備考

- (1) 加点は主任監督員の評価項目「創意工夫」で行う。成績評定における得点割合は 0.4 であるため、工事成績評定の加点は 0.4 を乗じた点数となる。
- (2) 加点は、現場閉所の実績に応じた加点を行う。

別表第 2（第 10 条関係）

1 発注者指定型

現場閉所の状態	労務費	機械経費 (賃料)	共通仮設費	現場管理費
完全週休 2 日	1.04	1.02	1.03	1.05
月単位週休 2 日				
通期の週休 2 日	1.02	1.02	1.02	1.03
通期の週休 2 日未満	補正なし			

備考

- (1) 発注者指定型の経費の補正は、当初設計で通期の週休 2 日を計上し、現場閉所の実績に応じて補正分を増額又は減額して契約変更する。
- (2) 労務費の補正対象は、栃木県公共工事実施設計労務単価表Ⅱ労務（49 種）及び電気通信技術者、電気通信技術員、機械設備据付工とする。

2 受注者希望型

現場閉所の状態	労務費	機械経費 (賃料)	共通仮設費	現場管理費
完全週休 2 日	1.04	1.02	1.03	1.05
月単位週休 2 日				
通期の週休 2 日	1.02	1.02	1.02	1.03
通期の週休 2 日未満	補正なし			

備考

- (1) 受注者希望型の経費の補正は、週休 2 日制工事の実施に係る協議書（様式第 1

号) で選択した目標とする現場閉所の状態によらず、現場閉所の実績により補正する。

(2) 受注者希望型の経費の補正の積算は、当初設計では計上せずに、工事完了日までに補正して契約変更する。

(3) 労務費の補正対象は、栃木県公共工事実施設計労務単価表Ⅱ労務(49種)及び電気通信技術者、電気通信技術員、機械設備据付工とする。

別表第3(第10条関係)

市場単価における経費補正係数

名称	区分	補正係数		
		通期の週休 2日	月単位週休 2日	完全週休2 日
鉄筋工		1.02	1.04	
ガス圧接工		1.02	1.03	
インターロッキングブ ロック工	設置	1.01	1.01	
	撤去	1.02	1.04	
防護柵設置工(ガード レール)	設置	1.00	1.01	
	撤去	1.02	1.04	
防護柵設置工(ガードパ イプ)	設置	1.00	1.01	
	撤去	1.02	1.04	
防護柵設置工(横断・転 落防止柵)	設置	1.02	1.04	
	撤去	1.02	1.04	
防護柵設置工(落石防護 柵)		1.01	1.01	
防護柵設置工(落石防護 網)		1.01	1.02	
道路標識設置工	設置	1.00	1.01	
	撤去・移設	1.02	1.03	
道路付属物設置工	設置	1.01	1.01	
	撤去	1.02	1.04	
法面工		1.01	1.02	
吹付砕工		1.01	1.03	

鉄筋挿入工(ロックボルト工)		1.02	1.03
道路植栽工	植樹	1.02	1.04
	剪定	1.02	1.04
公園植栽工		1.02	1.04
橋梁用伸縮継手装置設置工		1.01	1.02
橋梁用埋設型伸縮継手装置設置工		1.02	1.04
橋面防水工		1.01	1.01
薄層カラー舗装工		1.00	1.01
グルーピング工		1.00	1.01
軟弱地盤処理工		1.00	1.02
コンクリート表面処理工(ウォータージェット工)		1.01	1.01

備考

発注者指定型の経費の補正は、当初設計で通期の週休2日を計上し、現場閉所の実績に応じて補正分を増額又は減額して契約変更する。

別表第4(第10条関係)

市場単価における経費補正係数(下水道工事関係)

名称	区分	補正係数		
		通期の週休 2日	月単位週休 2日	完全週休2 日
硬質塩化ビニル管設置工		1.01	1.02	1.02
リブ付硬質塩化ビニル管設置工		1.01	1.02	1.02
砂基礎工	人力施工	1.02	1.04	1.04
	機械施工	1.02	1.04	1.04
砕石基礎工	人力施工	1.02	1.04	1.04

	機械施工	1.02	1.04	1.04
組立マンホール設置工		1.02	1.03	1.03
小型マンホール工		1.00	1.01	1.01
取付管及びます設置工	ます設置工	1.01	1.02	1.02
	取付管布設 及び支管取 付工	1.01	1.02	1.02

別表第 5（第 10 条関係）

土木工事標準単価における経費補正係数

名称	区分	補正係数		
		通期の週休 2 日	月単位週休 2 日	完全週休 2 日
区画線工		1.02	1.04	
高視認性区画線工		1.02	1.04	
橋梁塗装工		1.01	1.03	
構造物とりこわし工	機械	1.02	1.04	
	人力	1.02	1.04	
コンクリートブロック積 工		1.02	1.04	
排水構造物工		1.02	1.04	
鋼製排水溝設置工		1.02	1.04	
表面被覆工（コンクリー ト保護塗装）	固定足場	1.01	1.02	
	高所作業車	1.01	1.02	
表面含浸工	固定足場	1.02	1.04	
	高所作業車	1.02	1.04	
連続繊維シート補強工	固定足場	1.02	1.04	
	高所作業車	1.02	1.04	
剥落防止工（アラミド メッシュ）	固定足場	1.02	1.04	
	高所作業車	1.02	1.04	
漏水対策材設置工	固定足場	1.02	1.04	
	高所作業車	1.02	1.04	

防草シート設置工		1.01	1.03
紫外線硬化型 FRP シート設置工	固定足場	1.01	1.02
	高所作業車	1.01	1.01
塗膜除去工		1.02	1.04
バキュームブラスト工		1.01	1.01
道路反射鏡設置工	設置	1.00	1.01
	撤去	1.02	1.04
仮設防護柵設置工(仮設ガードレール)		1.02	1.04
機械式継手工		1.02	1.04
抵抗板付鋼製杭基礎工		1.02	1.03
ノンコーキング式コンクリートひび割れ誘発目地設置工		1.01	1.01
FRP制格子状パネル設置工		1.00	1.00
浸食防止用植生マット工(養生マット工)		1.02	1.04
支承金属溶射工		1.02	1.04
耐圧ポリエチレンリブ管(ハウエル管)設置工		1.02	1.03

備考

発注者指定型の経費の補正は、当初設計で通期の週休2日を計上し、現場閉所の実績に応じて補正分を増額又は減額して契約変更する。